

令和4年度埼玉県食品衛生監視指導計画(案)に対する意見について

反映状況区分A：意見を反映し、案を修正したB：既に案で対応済み

C：案の修正はしないが、実施段階で配慮していくD：意見を反映できなかった

E：その他

No.	頁	分類	項目	提出元	御意見	県の対応	反映状況
1	P4	意見	VI,1	一般	埼玉県は、外国人事業者が営む飲食店などが多く存在します。温暖化影響と思われる輸入食品のカビによるカビ毒の発生が気になるところであり、外国人事業者への監視指導を十分に行っていただくよう要望します。	外国人事業者が営む飲食店が多くみられる地域では、コミュニケーション不足による食品事故や法令違反が発生しないよう、積極的な関与に努めてまいります。	C
2	P5	意見	IV,1,(1), 工,(工)	一般	近年、ジビエ（野生鳥獣肉）の有効活用が広がり、一部ではブランド化も進んでいます。計画では、事業者や消費者への注意喚起を盛り込んでいますが、今後、さらに広がる可能性がある中では、注意喚起に留まらず、衛生処理ガイドラインやマニュアル、HACCPの手法の導入、トレサビリティの仕組みの構築など衛生管理レベルを上げて、監視指導が実施されることを要望します。	埼玉県では平成27年に、狩猟者や野生鳥獣肉を取り扱う食肉処理業者等が共通して守るべき衛生措置として「埼玉県野生鳥獣肉の衛生管理取扱要領」を策定し、HACCPに沿った衛生管理の遵守も含めて指導にあたっています。	B
3	P7	意見	IV,1,(6)	一般	コロナ禍によってウーバーイーツ・出前館等の配達事業者が増えてきております。食中毒予防はもちろんだが、衛生管理が良くない点が多くなったというニュースに見受けられています。埼玉県は配達事業者による対応をしていくのはもちろんだが、衛生管理等の徹底に指導・対応していただくよう、お願いしたい。	配達事業者については、食品衛生法上の許可や届出の対象となっていないため、実態の把握が難しい状況にはありますが、配達時における不衛生な取扱いは、食中毒等の食品事故を惹起する要因となり得ます。このことから、食品のデリバリーサービスを導入している飲食店等に対し、適切な衛生管理を指導してまいります。	C
4	P9	意見	IV,2,(2)	一般	検査予定数が昨年の計画で下がりましたが、令和4年度については若干の増加となっています。検査結果に基づき、必要な検査項目と検査数を実施することとあわせて、計画にある「食品等事業者の自社検査の推進」については、状況（事実）の把握と評価に基づいて、翌事業年度の計画に反映するよう要望します。	行政検査の対象や予定数については、予算の範囲内で、各年度に取り組む優先的な課題等を考慮して決定します。今後も、これまでの検査結果や法令の改正状況、当該年度の重点施策等の情勢に応じた計画策定に努めてまいります。	B
5	P9	意見	IV,3	一般	今年も鳥インフルエンザが拡大しつつあります。行政からの注意喚起が遅滞なく行われ、事業者による適切な予防措置がはかられるよう、指導をお願いします。	関係機関と連携を図り、事業者への迅速な情報提供や注意喚起を実施してまいります。	C
6	P11	意見	IV,4	一般	コロナ禍により、一斉取締まりが現実的に困難であった状況があったかと思われませんが、令和4年度においては完全実施をお願いいたします。	2022年1月現在、オミクロン株による第6波が到来しており、今後も新たな変異株発生の可能性が否定できないことから、新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じた対応を行います。	C
7	P12	意見	V	一般	HACCPに沿った自主管理の推進において、新規事業者への積極的な周知や、小規模事業者向け手引きを活用した巡回指導を計画的に進められることを要望します。また、適切に実施している事業者に証明書を発行することは、事業者にとっても消費者が安心して利用するためにも有効であると考えますので、大規模事業者はもちろんのこと、中・小規模事業者においても積極的に取得できるよう、年度ごとの目標値を持って促進されるよう要望します。また、確実な運用につながるよう、小規模事業者を対象とした導入後のフォローアップ講習についても検討いただくようお願いいたします。	御意見を踏まえ、事業者への指導にあたってまいります。証明書については、希望する事業者への交付となることから目標値の設定は困難ではありますが、消費者の安全・安心な飲食店利用に繋がるよう、制度の周知に努めます。	C
8	P15	意見	VII	一般	4. 消費者参画の推進及びその他監視指導の実施のために必要な事項に関して食品衛生・食の安全を確保していくうえでは、行政、市民・消費者、事業者の連携が必要であり、そのためのリスクコミュニケーションの機会を一層増やしていただくことを要望します。	ご意見を踏まえ、リスクコミュニケーションの機会をより一層増やすよう努めてまいります。	C

9	P15	意見	VII	一般	埼玉県は子ども食堂やフードパントリーが多数存在し、今後も広がっていくと見込まれます。賞味期限切れの食品の取り扱いも増加していると思われませんが、食品によっても保存状態によってもその期限は変化します。衛生管理の基本について、運営者への講習等、他の部局とも連携して、計画的な実施をお願いします。	監視指導に当たっては食品事業者における食品の保管方法及び取り扱い状況についても、確認の上、状況に応じて指導を実施いたします。また、必要に応じて他部局とも連携した対応を検討してまいります。	C
10	P15	意見	VII	一般	学校給食における食中毒防止の対策は、引き続き重点課題と捉え、計画に掲げられた教職員や子育て世代、若年層への啓発と教育、リスクコミュニケーションの推進をお願いします。	ご意見を踏まえ、食の安全に携わる教職員や子育て世代等を対象として、学習機会の提供等を行い、リスクコミュニケーションの推進に努めてまいります。	C
11	全体	意見	-	一般	コロナ禍で、保健所業務の加重負担が繰り返し伝えられました。食品監視指導を計画通り推進し、県民・市民の食の安全を確保するうえでは、保健所業務における人員の確保と人材の育成が欠かせません。体制強化のひとつとして、人口30万人を超える都市における保健所設置の検討を要望します。	御意見の趣旨を拝聴しました。	C